

議案第十四号

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成二十三年二月十二日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年杉並区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）」を「副園長、教諭及び養護教諭」に改める。

第九条第四項中「第二十条第五項及び」を削る。

第二十条第五項中「（週休日における勤務のうち人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定めるものを除く。以下この項において同じ。）」を削る。

第二十七条第四項中「次に掲げる」を「職務の級が二級以上である」に改め、同項各号を削る。

第三十条第四項中「次に掲げる」を「職務の級が二級以上である」に改め、同項各号を削る。

第三十一条第二項中「五千九百円」を「四千百五十円」に改める。

附則中第七項を第九項とし、第六項を第八項とし、第五項の次に次の二項を加える。

6 平成二十三年度から平成二十七年度までに支給する期末手当に係る第二十七条第四項の規定の適用については、同項中「職務の級が二級以上である職員」とあるのは、「職務の級が一級である職員であつて教育委員会規則で定めるもの及び職務の級が二級以上である職員」とする。

7 平成二十三年度から平成二十七年度までに支給する勤勉手当に係る第三十条第四項の規定の適用については、同項中「職務の級が二級以上である職員」とあるのは、「職務の級が一級である職員であつて教育委員会規則で定めるもの及び職務の級が二級以上である職員」とする。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第6条関係）

幼稚園教育職員給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	167,300	265,000	310,800	349,200
	2	169,400	267,200	313,100	351,800
	3	171,500	269,400	315,400	354,400
	4	173,600	271,600	317,700	357,000
	5	175,700	273,800	320,000	359,600
	6	177,800	276,000	322,300	362,100
	7	179,900	278,200	324,600	364,600
	8	182,000	280,400	326,900	367,100
	9	184,200	282,600	329,200	369,600
	10	186,400	284,800	331,500	372,000
	11	188,600	287,000	333,800	374,400
	12	190,800	289,200	336,100	376,800
	13	193,000	291,400	338,400	379,200
	14	195,200	293,600	340,700	381,500
	15	197,400	295,800	343,100	383,800
	16	199,600	298,100	345,500	386,000
	17	201,800	300,400	347,900	388,200
	18	204,000	302,700	350,400	390,300
	19	206,200	305,000	352,900	392,400
	20	208,400	307,300	355,400	394,400
	21	210,600	309,600	357,900	396,400
	22	212,800	311,900	360,300	398,300
	23	215,000	314,200	362,700	400,200
	24	217,200	316,500	365,100	402,000
	25	219,400	318,800	367,400	403,800
	26	221,600	321,100	369,700	405,500
	27	223,800	323,400	372,000	407,200
	28	226,000	325,700	374,200	408,800
	29	228,200	328,000	376,400	410,400
	30	230,400	330,200	378,500	411,900
	31	232,600	332,400	380,600	413,400
	32	234,800	334,600	382,600	414,800

33	237,000	336,800	384,500	416,200
34	239,200	338,900	386,300	417,500
35	241,400	341,000	388,000	418,800
36	243,600	343,000	389,600	420,000
37	245,800	345,000	391,100	421,200
38	248,000	346,900	392,500	422,300
39	250,200	348,800	393,900	423,400
40	252,400	350,600	395,200	424,400
41	254,600	352,400	396,500	425,400
42	256,800	354,100	397,700	426,300
43	259,000	355,800	398,900	427,200
44	261,200	357,500	400,000	428,100
45	263,400	359,100	401,100	428,900
46	265,600	360,700	402,200	429,700
47	267,800	362,300	403,200	430,500
48	270,000	363,800	404,200	431,200
49	272,200	365,300	405,200	431,900
50	274,400	366,800	406,100	432,600
51	276,600	368,200	407,000	433,300
52	278,800	369,600	407,900	433,900
53	281,000	371,000	408,800	434,500
54	283,200	372,300	409,600	435,100
55	285,400	373,600	410,400	435,700
56	287,600	374,900	411,200	436,300
57	289,800	376,100	412,000	436,900
58	291,900	377,300	412,700	437,500
59	294,000	378,500	413,400	438,100
60	296,100	379,600	414,100	438,700
61	298,200	380,700	414,800	439,300
62	300,300	381,800	415,400	439,900
63	302,400	382,800	416,000	440,500
64	304,500	383,800	416,600	441,100
65	306,600	384,800	417,200	441,700
66	308,700	385,700	417,800	442,200
67	310,800	386,600	418,400	442,700
68	312,900	387,500	419,000	443,200

再任用職員以外の職員

69	315,000	388,400	419,600	443,700
70	317,000	389,200	420,200	444,200
71	319,000	390,000	420,800	444,700
72	321,000	390,800	421,400	445,200
73	323,000	391,600	422,000	445,700
74	325,000	392,300	422,600	446,200
75	327,000	393,000	423,200	446,700
76	329,000	393,700	423,800	447,200
77	331,000	394,400	424,400	447,700
78	332,900	395,000	424,900	448,200
79	334,800	395,600	425,400	448,700
80	336,600	396,200	425,900	449,200
81	338,400	396,800	426,400	449,700
82	340,100	397,400	426,900	450,200
83	341,800	398,000	427,400	450,700
84	343,400	398,600	427,900	451,200
85	345,000	399,200	428,400	451,700
86	346,500	399,800	428,900	452,100
87	348,000	400,400	429,400	452,500
88	349,400	401,000	429,900	452,900
89	350,800	401,600	430,400	453,300
90	352,100	402,200	430,900	453,700
91	353,400	402,800	431,400	454,100
92	354,600	403,400	431,900	454,500
93	355,800	404,000	432,400	454,900
94	356,900	404,500	432,800	455,300
95	358,000	405,000	433,200	455,700
96	359,000	405,500	433,600	456,100
97	360,000	406,000	434,000	456,500
98	360,900	406,500	434,400	456,900
99	361,800	407,000	434,800	457,300
100	362,600	407,500	435,200	457,700
101	363,400	408,000	435,600	458,100
102	364,100	408,500	436,000	
103	364,800	409,000	436,400	
104	365,400	409,500	436,800	

105	366,000	410,000	437,200	
106	366,600	410,500	437,600	
107	367,200	411,000	438,000	
108	367,800	411,500	438,400	
109	368,400	412,000	438,800	
110	368,900	412,500	439,200	
111	369,400	413,000	439,600	
112	369,900	413,500	440,000	
113	370,400	414,000	440,400	
114	370,900	414,400		
115	371,400	414,800		
116	371,900	415,200		
117	372,400	415,600		
118	372,900	416,000		
119	373,400	416,400		
120	373,900	416,800		
121	374,400	417,200		
122	374,900	417,600		
123	375,400	418,000		
124	375,900	418,400		
125	376,400	418,800		
126	376,800	419,200		
127	377,200	419,600		
128	377,600	420,000		
129	378,000	420,400		
130	378,400			
131	378,800			
132	379,200			
133	379,600			
134	380,000			
135	380,400			
136	380,800			
137	381,200			
138	381,600			
139	382,000			
140	382,400			

141	382,800				
142	383,200				
143	383,600				
144	384,000				
145	384,400				
146	384,800				
147	385,200				
148	385,600				
149	386,000				
150	386,400				
151	386,800				
152	387,200				
153	387,600				
154	388,000				
155	388,400				
156	388,800				
157	389,200				
158	389,600				
159	390,000				
160	390,400				
161	390,800				
162	391,200				
163	391,600				
164	392,000				
165	392,400				
166	392,800				
167	393,200				
168	393,600				
169	394,000				
再任用 職員		234,600	274,300	297,100	336,100

附 則

- 1 この条例は、平成二十三年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 次の各号に掲げる職員の施行日における職務の級は、当該各号に定める職務の級とする。
 - 一 施行日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が二級であった職員のうち教諭であったもの 一級
 - 二 旧級が二級であった職員のうち教頭であったもの 三級
 - 三 旧級が三級であった職員 四級
- 3 施行日の前日において給料表の適用を受けていた職員の施行日における号給は、附則別表に掲げる職員の区分及び施行日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給（特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）が定める職員にあっては、人事委員会が定める号給）とする。
- 4 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものの給料月額は、人事委員会が定める。
- 5 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定により給料月額を定められた職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料月額を定める。

6 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

7 杉並区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成十二年杉並区条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）」を「副園長、教諭及び養護教諭」に改める。

（提案理由）

主任教諭の職の設置に伴い、幼稚園教育職員の給料表を改める等の必要がある。

附則別表（附則第3項関係）

幼稚園教育職員の号給の切替表

附則第2項各号に掲げる職員の施行日における号給

職員 の区分 旧号給	附則第2項第1号 に掲げる職員	附則第2項第2号 に掲げる職員	附則第2項第3号 に掲げる職員
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	2	1	1
7	3	1	1
8	4	1	1
9	5	1	1
10	7	1	1
11	8	1	1
12	9	1	1
13	10	1	1
14	11	1	1
15	12	1	1
16	13	1	1
17	13	1	1
18	14	1	1
19	15	1	1
20	16	1	2
21	17	1	3
22	18	1	4
23	19	1	5
24	20	1	5
25	21	1	6
26	22	1	7
27	23	1	8
28	24	1	9
29	25	1	9
30	26	1	10
31	27	1	11
32	28	1	12
33	29	1	12
34	30	1	13
35	31	1	14
36	32	1	15
37	33	1	15
38	34	1	16
39	35	1	17
40	36	1	18
41	37	1	19
42	38	1	19
43	39	1	20
44	40	1	21
45	41	1	22
46	42	1	23
47	43	1	23
48	44	1	24
49	45	1	25
50	46	1	26
51	48	1	27
52	49	1	28

53	50	1	29
54	52	1	30
55	53	1	31
56	54	1	32
57	56	1	33
58	57	1	34
59	59	1	35
60	60	1	36
61	62	1	37
62	63	1	38
63	64	1	39
64	66	1	40
65	67	1	42
66	68	2	43
67	69	3	44
68	70	4	46
69	72	5	47
70	73	6	48
71	74	7	50
72	75	8	51
73	76	9	52
74	77	10	53
75	78	11	55
76	79	12	56
77	81	13	57
78	82	14	59
79	83	15	60
80	84	15	61
81	85	16	62
82	86	17	64
83	88	18	65
84	89	18	66
85	90	19	67
86	92	20	68
87	93	21	70
88	95	21	71
89	96	22	72
90	98	23	74
91	100	23	75
92	102	24	76
93	104	25	78
94	107	25	79
95	109	26	80
96	112	26	82
97	115	27	83
98	117	28	84
99	119	28	86
100	122	29	87
101	124	29	89
102	127	30	91
103	130	30	92
104	133	31	94
105	136	31	96
106	139	32	97
107	142	33	99
108	144	33	100
109	147	34	101
110	150	34	

111	152	35	
112	155	36	
113	158	36	
114	160	37	
115	163	38	
116	166	38	
117	168	39	
118	169	40	
119	169	40	
120	169	41	
121	169	42	
122	169	43	
123	169	44	
124	169	45	
125	169	45	
126	169	46	
127	169	47	
128	169	48	
129	169	49	
130	169	49	
131	169	50	
132	169	51	
133	169	52	
134	169	52	
135	169	53	
136	169	54	
137	169	54	
138	169	55	
139	169	56	
140	169	56	
141	169	57	
142	169	58	
143	169	59	
144	169	59	
145	169	60	
146	169	61	
147	169	61	
148	169	62	
149	169	63	
150	169	64	
151	169	65	
152	169	66	
153	169	66	
154	169	67	
155	169	68	
156	169	68	
157	169	69	
158	169	70	
159	169	71	
160	169	72	
161	169	72	
162	169	73	
163	169	74	
164	169	75	
165	169	75	
166	169	76	
167	169	77	
168	169	78	

169	169	79	
170	169	80	
171	169	81	
172	169	82	
173	169	83	
174	169	84	
175	169	85	
176	169	86	
177	169	86	

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

新 条 例	旧 条 例
<p>（職員の定義）</p> <p>第二条 この条例において、幼稚園教育職員（以下「職員」という。）とは、杉並区立幼稚園（杉並区立子供園を含む。以下「幼稚園」という。）の園長、副園長、教諭及び養護教諭</p>	<p>（職員の定義）</p> <p>第二条 この条例において、幼稚園教育職員（以下「職員」という。）とは、杉並区立幼稚園（杉並区立子供園を含む。以下「幼稚園」という。）の園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）</p>
<p>をいう。</p> <p>第九条 略</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>4 第一項又は第二項の規定により給料を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の</p>	<p>をいう。</p> <p>第九条 略</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>4 第一項又は第二項の規定により給料を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の</p>

末日まで支給するとき以外の場合は、その給料額は、その給与期間の現日数から週休日（勤務時間条例第五条及び第六条第一項に規定する週休日をいう。

第二十三条第一項において同じ。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

（超過勤務手当）

第二十条 略

2）4 略

5 正規の勤務時間を超えてした勤務

の時間と割振

り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間との合計が一箇月について六十時間を超えた職員には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務一時間につき、第二十

末日まで支給するとき以外の場合は、その給料額は、その給与期間の現日数から週休日（勤務時間条例第五条及び第六条第一項に規定する週休日をいう。第二十条第五項及び第二十三条第一項において同じ。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

（超過勤務手当）

第二十条 略

2）4 略

5 正規の勤務時間を超えてした勤務（週休日における勤務のうち人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定めるものを除く。

以下この項において同じ。）の時間と割振

り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間との合計が一箇月について六十時間を超えた職員には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務一時間につき、第二十

二条に規定する勤務一時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

一 及び二 略

(期末手当)

第二十七条 略

2 及び 3 略

4 職務の級が二級以上である職員に支給する期末手当に対する第二項の規定の適用については、同項中「給与月額」とあるのは、「給与月額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務段階等を考慮して教育委員会規則で定める職員の区分に応じて百分の十二を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額」とする。

二条に規定する勤務一時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

一 及び二 略

(期末手当)

第二十七条 略

2 及び 3 略

4 次に掲げる

職員に支給す

る期末手当に対する第二項の規定の適用については、同項中「給与月額」とあるのは、「給与月額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務段階等を考慮して教育委員会規則で定める職員の区分に応じて百分の十二を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額」とする。

一 職務の級が三級である職員

二 職務の級が二級である職員のうちその

5 及び 6 略

(勤勉手当)

第三十条 略

2 及び 3 略

4 職務の級が二級以上である職員に支給する勤勉手当に対する第二項の規定の適用については、同項中「勤勉手当基礎額」とあるのは「勤勉手当基礎額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に職務段階等を考慮して教育委員会規則で定める職員の区分に応じて百分の十二を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額（以下「職務段階別加算額」という。）を加算した額」と、「給与月額」とあるのは「給与月額に職務段階別加算額を加算した額」とする。

職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮

して教育委員会規則で定める職員

5 及び 6 略

(勤勉手当)

第三十条 略

2 及び 3 略

4 次に掲げる 職員に支給する勤勉手当に対する第二項の規定の適用については、同項中「勤勉手当基礎額」とあるのは「勤勉手当基礎額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に職務段階等を考慮して教育委員会規則で定める職員の区分に応じて百分の十二を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額（以下「職務段階別加算額」という。）を加算した額」と、「給与月額」とあるのは「給与月額に職務段階別加算額を加算した額」とする。

一 職務の級が三級である職員

- 5 〽 7 略
(義務教育等教員特別手当)
第三十一条 略
- 2 義務教育等教員特別手当の月額は、四千百五十円を超えない範囲内で、職務の級及び号給(再任用職員にあっては、職務の級)の別に応じて、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。
- 3 略
- 附 則
- 1 〽 5 略
- 6 平成二十三年度から平成二十七年度までに支給する期末手当に係る第二十七条第四項の規定の適用については、同項中「職務の級が二級以上である職員」とあるのは、「職務の級が一級である職員であつて教育
-
- 二 職務の級が二級である職員のうちその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して教育委員会規則で定める職員
- 5 〽 7 略
(義務教育等教員特別手当)
第三十一条 略
- 2 義務教育等教員特別手当の月額は、五千九百円を超えない範囲内で、職務の級及び号給(再任用職員にあっては、職務の級)の別に応じて、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。
- 3 略
- 附 則
- 1 〽 5 略

<p>7 委員会規則で定めるもの及び職務の級が二級以上である職員」とする。</p> <p>7 平成二十三年度から平成二十七年度までに支給する勤勉手当に係る第三十条第四項の規定の適用については、同項中「職務の級が二級以上である職員」とあるのは、「職務の級が一級である職員であつて教育委員会規則で定めるもの及び職務の級が二級以上である職員」とする。</p> <p>8 略</p> <p>9 略</p>	<p>7 6 </p> <p>略 略</p>
<p>附則第七項による改正（杉並区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）</p> <p>新 条 例</p>	<p>旧 条 例</p>
<p>（定義）</p> <p>第二条 この条例において、幼稚園教育職員（以下「職員」という。）とは、杉並区立</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この条例において、幼稚園教育職員（以下「職員」という。）とは、杉並区立</p>

幼稚園（杉並区立子供園を含む。以下「幼稚園」という。）の園長、副園長、教諭及び養護教諭

をいう。

幼稚園（杉並区立子供園を含む。以下「幼稚園」という。）の園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）をいう。

給与改定の概要

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

項 目	改 正 内 容																												
<p>幼稚園教育職員 給 料 表</p> <p style="text-align: center;">給 料 表</p>	<p>別表第一</p> <p>1 現行の教頭を教頭の職務をあわせもつ副園長として位置付けるとともに、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭の職である主任教諭の職務の級を設置する等、3級制から4級制に改める。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin: 10px 0;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">現 行</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">3 級</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">園長</td> <td style="width: 65%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">2 級</td> <td style="text-align: center;">教頭・教諭</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">1 級</td> <td style="text-align: center;">助教諭等</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">改 正</td> <td style="text-align: center;">4 級</td> <td style="text-align: center;">園長</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">3 級</td> <td style="text-align: center;">副園長</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">2 級</td> <td style="text-align: center;">主任教諭</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">1 級</td> <td style="text-align: center;">教諭</td> <td></td> </tr> </table> <p>2 昇格時の号給決定方法を一定額加算方式に改めることに伴い、園長の給料月額加算を廃止する。</p>	現 行	3 級	園長			2 級	教頭・教諭			1 級	助教諭等		改 正	4 級	園長			3 級	副園長			2 級	主任教諭			1 級	教諭	
現 行	3 級	園長																											
	2 級	教頭・教諭																											
	1 級	助教諭等																											
改 正	4 級	園長																											
	3 級	副園長																											
	2 級	主任教諭																											
	1 級	教諭																											
<p>超 過 勤 務 手 当</p> <p style="text-align: center;">諸 手 当</p>	<p>手当の支給割合の改定</p> <p>月60時間の超過勤務時間の積算の基礎に含めないこととしている「教育委員会規則で定める勤務（官庁執務型勤務の場合は日曜日、交代制等勤務の場合は日曜日に相当する日における勤務をいう。）」の時間を月60時間の超過勤務時間の積算の規定から削除し、これにより、月60時間を超える日曜日又はこれに相当する日の超過勤務に係る超過勤務手当の支給割合を引き上げる。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 50%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">月60時間まで</th> <th style="width: 20%;">月60時間超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">現 行</td> <td style="text-align: center;">週休日及び休日（日曜日又はこれに相当する日を除く。）における超過勤務</td> <td style="text-align: center;">135 / 100</td> <td style="text-align: center;">150 / 100</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">日曜日又はこれに相当する日における超過勤務</td> <td style="text-align: center;">135 / 100</td> <td style="text-align: center;">135 / 100</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">改 正</td> <td style="text-align: center;">週休日及び休日における超過勤務</td> <td style="text-align: center;">135 / 100</td> <td style="text-align: center;">150 / 100</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	月60時間まで	月60時間超	現 行	週休日及び休日（日曜日又はこれに相当する日を除く。）における超過勤務	135 / 100	150 / 100	日曜日又はこれに相当する日における超過勤務	135 / 100	135 / 100	改 正	週休日及び休日における超過勤務	135 / 100	150 / 100													
	区 分	月60時間まで	月60時間超																										
現 行	週休日及び休日（日曜日又はこれに相当する日を除く。）における超過勤務	135 / 100	150 / 100																										
	日曜日又はこれに相当する日における超過勤務	135 / 100	135 / 100																										
改 正	週休日及び休日における超過勤務	135 / 100	150 / 100																										
<p>期 末 手 当 及 び 勤 勉 手 当</p>	<p>職務段階別加算の対象となる職務の級の改正</p> <p>主任教諭の職務の級の設置等に伴い、加算の対象となる職務の級及び職員の区分を改正する。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin: 10px 0;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">現 行</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">3 級</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">園長</td> <td style="width: 65%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">2 級</td> <td style="text-align: center;">教頭・教諭のうち別に定めるもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">改 正</td> <td style="text-align: center;">4 級</td> <td style="text-align: center;">園長</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">3 級</td> <td style="text-align: center;">副園長</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">2 級</td> <td style="text-align: center;">主任教諭</td> <td></td> </tr> </table> <p>現行の「教諭のうち別に定めるもの」は、基準日現在、大学卒業者の場合で経験年数が12年以上のもの等</p>	現 行	3 級	園長			2 級	教頭・教諭のうち別に定めるもの		改 正	4 級	園長			3 級	副園長			2 級	主任教諭									
現 行	3 級	園長																											
	2 級	教頭・教諭のうち別に定めるもの																											
改 正	4 級	園長																											
	3 級	副園長																											
	2 級	主任教諭																											
<p>義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当</p>	<p>手当の支給月額の限度額の引下げ</p> <table border="1" style="width: 100%; margin: 10px 0;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">現 行</td> <td style="width: 85%; text-align: center;">5,900円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">改 正</td> <td style="text-align: center;">4,150円</td> </tr> </table>	現 行	5,900円	改 正	4,150円																								
現 行	5,900円																												
改 正	4,150円																												
<p>施 行 期 日 等</p>	<p>1 平成23年4月1日から施行する。</p> <p>2 給料表を3級制から4級制に改めることに伴う職務の級及び号給の切替え等を行う。</p>																												

